



登園基準について

保育園、幼稚園に通園している方は病気で園をお休みされも、元気になったらまた通園が出来ます。今回は登園基準について考えてみます。

この稿は「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン厚生労働省」に基づき書いてみました。



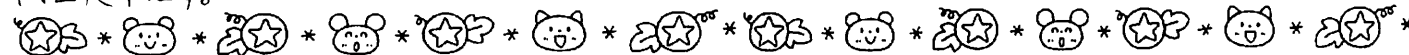
インフルエンザ、麻疹、風疹、百日咳、アデノウイルス感染症、おたふくかぜ等の病気は、法律(学校保健安全法)で、登園停止期間が定められています。

ご本人が元気でも園を休まなくてはいけません。病気から回復して登園する時は、登園許可証が必要です。

一方、手足口病、ヘルパンギーナなど夏に流行る病気は法律によって、登園停止となる期間は定められていません。ご本人が元気なら登園は可能です。原則、登園許可証が不要です。

登園停止期間が定められていない病気は他に、RSウイルス感染症、ヒトメタニューモウイルス感染症、マイコプラズマ感染症、ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症などがあります。これらの病気が症状が改善すれば、登園可能です。

ただこれらの病気は、ご本人は元気でも、他の子どもに病気をうつす可能性があります。原因となるウイルスは唾液や便の中に数週間排出されるのです。この期間も登園停止にするのは現実的ではないため、本人の体調が良ければ登園可能と判断されます。



病児保育室の利用が Web で利用できるようになりました

福岡市内にお住まいの方は、病児保育室の予約を web で手続きができるようになりました。夜間の予約も可能となり、月曜日や休日の翌日の予約も可能になりました。

福岡市外にお住まいの方、登録番号がご不明な方は、今まで通りご利用当日の朝、8:15以降に病児保育室までお問い合わせください。



福岡市病児・病後児ケアセンター中業共産施設

病児保育室ぐうぐう

〒812-0870 福岡市博多区隈天町1-2-11

TEL 080-9243-9213

空メール送信でメールアドレスを登録してください

googoo@hoiku.net489.jp



バックナンバーはホームページでご覧になれます

<http://www.takagishi-googoo.com/>